

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和6年度）

住 所 吹田市千里万博公園1番8号

事業者名 大阪モノレール株式会社
代表者名 代表取締役 谷口 友英

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
昇降機設備の更新（大阪府からの受託事業）	・2024年度：大阪空港駅エレベーター1基（地上～コンコース） ・2025年度：大阪空港駅エレベーター1基（コンコース～ホーム）	計画の大阪空港駅エレベーター1基（地上～コンコース）に加えて、少路駅エスカレーター1基（コンコース～ホーム）の更新を実施

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・駅案内放送装置等の維持管理 ・乗降用段差解消スロープの維持管理 ・昇降機設備の維持管理	・駅案内放送装置等の機能を維持するために定期点検を確実に実施する。 ・乗降用段差解消スロープの機能を維持するために定期点検を確実に実施する。 ・エレベーターの機能を維持するために定期点検を確実に実施する。また、お客さまにエレベーター利用不可の旨を周知するため、ホームページ上に各駅のエレベーター点検日を掲載する。	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・駅係員による対応 ・パソコン型タブレット端末の設置	・お客さまを支援ができるように全駅に係員を配置し、高齢者・障害者等で介助が必要と判断した場合はお声がけし、必要とされるサポートを実施する。 必要に応じホームまで介助を行い、運転士や降車駅での駅係員と連携したサポートを実施する。 ・駅係員不在時も聴覚障害のある方からのお問合せに対応できるよう、全駅にチャット機能を搭載したパソコン型タブレット端末を設置する。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅および車両の モニターによる 情報提供	全駅のトイレにおいて自動音声による案内を実施する。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による対 応訓練を実施	・バリアフリー研修（手話研修・乗降補助訓練等）を定期的に実施する。 ・2024年度末までに、全ての駅係員がサービス介助士資格を取得予定。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページへのバリアフリー 情報の掲載 啓発活動	・駅構内図（バリアフリートイレ・エレベーター等）を掲載する。また、エレベーターが点検等により利用不可の場合、その旨をホームページ上に掲載する。 ・全駅のモニターおよび駅構内放送により声掛けサポートの啓発を実施する。 すべてのお客さまが安心してエスカレーターをご利用いただけるよう、エスカレーターのご利用について「歩かず立ち止まろう」キャンペーンを通じて啓発活動を実施する。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

・自治体等が開催するバリアフリー関連の会議に出席し、要望やご意見に対し可能な限り対応している。 ・他事業者との連絡会等の場に参加して情報収集を図っている。
--

(3) 報告書の公表方法

HPにて公表

(4) その他

中長期的な対応方針に記載された事項については、当社の中長期経営計画に位置付けている。
--

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和6年度）

住 所 吹田市千里万博公園1番8号

事業者名 大阪モノレール株式会社
代表者名 代表取締役 谷口 友英

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和6年度）

住 所 吹田市千里万博公園1番8号

事業者名 大阪モノレール株式会社
代表者名 代表取締役 谷口 友英

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両のバリアフリー化	・2024年度：2本（56, 57編成） ・2025年度：1本（58編成）	計画通り実施

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示装置、自動放送装置等の維持管理	車内案内表示装置、自動放送装置等の機能を維持するために定期点検を確実に実施する。万が一、機器が故障した場合は、速やかに予備品と交換を実施する。	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による対応	お客さまを支援ができるように全駅に係員を配置し、高齢者・障害者等で介助が必要と判断した場合はお声がけし、必要とされるサポートを実施する。 必要に応じホームまで介助を行い、運転士や降車駅での駅係員と連携したサポートを実施する。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅および車両のモニターによる情報提供	車両搭載モニターに駅情報（エレベーター位置等）を掲出する。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による対応訓練を実施	・バリアフリー研修（手話研修・乗降補助訓練等）を定期的に実施する。 ・2024年度末までに、全ての駅係員がサービス介助士資格を取得予定。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ホームページへのバリアフリー情報の掲載 ・啓発活動	・駅構内図（バリアフリースイレ・エレベーター等）を掲載する。 また、エレベーターが点検等により利用不可の場合、その旨をホームページ上に掲載する。 ・全駅のモニターおよび駅構内放送により声掛けサポートの啓発を実施する。 すべてのお客さまが安心してエスカレーターをご利用いただけるよう、エスカレーターのご利用について「歩かず立ち止まろう」キャンペーンを通じて啓発活動を実施する。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・自治体等が開催するバリアフリー関連の会議に出席し、要望やご意見に対し可能な限り対応している。
- ・他事業者との連絡会等の場に参加して情報収集を図っている。

(3) 報告書の公表方法

HPにて公表

(4) その他

中長期的な対応方針に記載された事項については、当社の中長期経営計画に位置付けている。

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式鉄道	22 編成 88 (両)	8 編成 32 (両)	8 編成	0 編成	0 編成	22 編成	22 編成
(合計)	22 編成 88 (両)	8 編成 32 (両)	8 編成	0 編成	0 編成	22 編成	22 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	